

「経営事項審査申請の手引き」の改定箇所及び「様式」の追加内容

【経営事項審査申請の手引き】

頁	表題	内容
11～13	<p>2. 申請手続の概要 (8) 申請に係る提出・提示書類、提出部数 《提出書類》(綴込順のとおり提出)</p> <p>《各審査項目の確認に係る提出・提示書類》</p> <p>3 その他の審査項目を確認する書類(社会性等) (13) 建設機械の保有状況(項番62)</p> <p>3 その他の審査項目を確認する書類(社会性等) (4) 若年技術職員の継続的な育成及び確保(項番44) (5) 新規若年技術職員の育成及び確保(項番45)</p> <p>(13) 建設機械の保有状況(項番62)</p> <p>4 技術職員等の常勤性及び資格等要件の確認 (1) 技術職員等の常勤性の確認</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり追記・削除。</p> <p>(11頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度」に関する誓約書【様式第7号】※P46参照。※該当なしの場合は添付不要。」を追記(12頁) ・「雇用保険加入の有無(項番41)、健康保険及び厚生年金保険加入の有無(項番42・43)」を削除(13頁) ・「「不整地運搬車」」を追記 ・「「アスファルト・フィニッシャ」(自動車検査証に「アスファルト・フィニッシャ」の記載がある大型特殊自動車)」を追記 <p>その他、以下のとおり修正・追記。</p> <p>(12頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「・「雇用保険被保険者証」の写し」を「・「雇用保険被保険者証」の写し(事業所名の記載のあるもの)又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」に修正(13頁) ・「※最大15台」を追記 ・「・健康保険・厚生年金保険の審査基準日を含む直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」

		<p>の原本」を「・健康保険・厚生年金保険の審査基準日を含む直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「被保険者資格喪失確認通知書」、「厚生年金保険 70 歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」又は「厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」の原本のうちいずれか1つ」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「・技術職員全員の「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用証明書（別記3）」の原本又は「常勤役員証明書（別記4）」の原本」を「・技術職員全員の「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用証明書（別記3）」の原本又は「常勤役員証明書（別記4）」の原本のうちいずれか1つ ※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」に修正 ・「・「雇用保険被保険者証」（事業所名の記載のあるもの）の写し又は「雇用証明書（別記3）」の原本」を「・「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）又は「雇用証明書（別記3）」の原本 ※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」に修正 ・「【社会保険「適用除外」+雇用保険「適用除外」の場合】次のすべてを原本提示」を
--	--	---

		<p>「【社会保険「適用除外」＋雇用保険「適用除外」の場合】次のすべてを提示」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「・「住民票」等」を「・「住民票」の原本又は「住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用の原本＋納税義務者用の写し)」に修正 ・「・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)」を「・「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」(審査基準日を含む前6ヶ月超(7ヵ月以上)分)の原本」に修正 ・「・「出勤簿」」を「・「出勤簿」の原本」に修正
32	<p>3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等)(別紙3) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</p> <p>説明文</p> <p>建設機械の保有状況</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり削除・追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雇用保険加入の有無(項番41)、健康保険及び厚生年金保険加入の有無(項番42・43)」を削除 ・「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」を追記 ・「「1」に該当する場合は、様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書及び自主宣言制度において宣言していることを証する書面(宣言書)の写しを提出すること。」を追記 <p>その他、以下のとおり追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「最大15台まで記入すること。」を追記
33～34	<p>3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) 記載要領</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり追記・修正。</p> <p>(33頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無」の欄は、建設技能者を大切にせる企業の自主宣言を行つている場合は「1」を、行つていない場合は「2」を記入すること。」を追記 <p>(34頁)</p>

		<ul style="list-style-type: none">・「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。」を「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から1年7月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する貨物自動車であつて自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の自動車検査証をいう。以下同じ。）の車体の形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載されているもの及び自動車検査証の車体の形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載されている大型特殊自動車並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）
--	--	---

		第12条第1項第4号に掲げるつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーン、同令第13条第3項第33号に掲げる不整地運搬車、同項第34号に掲げる作業床の高さが二メートル以上の高所作業車、同令別表第7第4号に掲げる締固め用機械及び同表第6号に掲げる解体用機械について、台数の合計を記入すること。」に修正
35	3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) ◎その他の審査項目(社会性等) (別紙3) 作成等のポイント (ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	建設業法施行規則の改正に伴い、「雇用保険加入の有無(項番41)、健康保険及び厚生年金保険加入の有無(項番42・43)」を削除
36	3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) ◎その他の審査項目(社会性等) (別紙3) 作成等のポイント (ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 D44「若年技術職員の継続的な育成及び確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・「○「雇用保険被保険者証」の写し」を「○「雇用保険被保険者証」の写し(事業所名の記載のあるもの)又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)」に修正 ・「※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」を追記
37	3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) ◎その他の審査項目(社会性等) (別紙3) 作成等のポイント (ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 E45「新規若年技術職員の継続的な育成及び確保」	<ul style="list-style-type: none"> ・「○「雇用保険被保険者証」の写し」を「○「雇用保険被保険者証」の写し(事業所名の記載のあるもの)又は「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)」に修正 ・「※5「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し(事業所名の記載のあるもの)については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」を追記
43	3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) ◎その他の審査項目(社会性等)	建設業法施行規則の改正に伴い、「審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事について加点要件を満たしている場合は15点、全ての公共工事について加点要件を満たしている場合は10

	<p>(別紙3) 作成等のポイント (ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ◎ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 K51「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」 ※2</p>	<p>点を加点することになります。なお、上記に該当しない場合や、審査対象工事が1件もない場合は、加点されません。」を「審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事について加点要件を満たしている場合は10点、全ての公共工事について加点要件を満たしている場合は5点を加点することになります。なお、上記に該当しない場合や、審査対象工事が1件もない場合は、加点されません。」に修正</p>
46～48	<p>(ア) 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況 ◎ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況 L52「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無」</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、追記。</p>
51～52	<p>3 申請書の作成 (3) その他審査項目(社会性等) ◎その他の審査項目(社会性等) (別紙3) 作成等のポイント (カ) 建設機械の保有状況 62「建設機械の所有及びリース台数」 B</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり修正。 (51頁) ・「労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの) 同法施行令別表第7第4号に掲げる「締固め用機械」(「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー)」 同法施行令別表第7第6号及び労働安全衛生規則第151条の175に規定する「解体用機械」(「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機)」を「労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に掲げる「不整地運搬車」 同法施行令第13条第3項第34号に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの) 同法施行令別表第7第4号に掲げる「締固め用機械」(「ロードローラー」「タイヤローラー」「振動ローラー」「ハンドガイドローラー)」 同法施行令別表第7第6号</p>

	<p>D</p> <p>建設機械の保有一覧表の記載例 建設機械の種類</p> <p>説明文</p>	<p>及び労働安全衛生規則第151条の175に規定する「解体用機械」（「ブレーカ」「鉄骨切断機」「コンクリート圧砕機」「解体用つかみ機）」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> 「土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検車証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」を「土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検車証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」自動車検査証に「アスファルト・フィニッシャ」の記載がある大型特殊自動車」に修正 (52 頁) 「不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャ」を追記 <p>その他、以下のとおり修正。 (51 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「評価対象とするのは以下A～Dの建設機械に限る。」を「評価対象とするのは以下A～Dの建設機械で最大15台に限る。」に修正
57～58	<p>3 申請書の作成 (4) 技術職員名簿 ◎技術職員名簿(別紙2) 提示書類等のポイント</p> <p>ア 常勤性の確認 (ア) 社会保険「有」の場合 ①</p>	<p>(57 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「※常勤とは、原則として休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者が該当します。」を追記 「健康保険・厚生年金保険の審査基準日を含む直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は「被保険者資格喪失確認通知書」の原本を「健康保険・厚生年金保険の審査基準日を含む直近の「被保険者標準報酬決定通知書」、「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知

	<p>②</p> <p>(イ) 社会保険「適用除外」の場合</p> <p>(a) 雇用保険「有」の場合</p> <p>①</p> <p>(b) 雇用保険「適用除外」の場合</p>	<p>書」、「被保険者資格喪失確認通知書」、「厚生年金保険 70 歳以上被用者該当及び標準報酬月額相当額のお知らせ」又は「厚生年金保険 70 歳以上被用者標準報酬月額相当額改定及び標準賞与額相当額のお知らせ」の原本のうちいずれか 1 つ」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「技術職員全員の「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用証明書（別記 3）」の原本又は「常勤役員証明書（別記 4）」の原本を「技術職員全員の「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用証明書（別記 3）」の原本又は「常勤役員証明書（別記 4）」の原本のうちいずれか 1 つ※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」に修正 ・「「雇用保険被保険者証」の写し又は「雇用証明書（別記 3）」の原本を「「雇用保険被保険者証」の写し（事業所名の記載のあるもの）、「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）又は「雇用証明書（別記 3）」の原本※「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写し（事業所名の記載のあるもの）については、事業主通知用又は被保険者通知用のいずれでも可」に修正 <p>(58 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「次の①～③すべての原本提示。①「住民票」②「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」（審査基準日を含む前 6 ヶ月超（7 ヶ月以上）分）③「出勤簿」を「次の①～③すべての提示。①「住民票」の原本又は「住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用の原本＋納税義務者用の写し）」
--	---	---

	<p><例外の場合> 法人の代表者で社会保険に未加入 又は適用除外の場合（75歳以上の 代表者等も含む） ② 説明文</p>	<p>②「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」（審査基準日 を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）の原本③「出勤簿」の原本」に修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「「源泉徴収簿」又は「賃金台帳」（審査基準日 を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）」を 「「源泉徴収簿」、「賃金台帳」（審査基準日 を含む前6ヶ月超（7ヵ月以上）分）又は「住民 税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用の原本 +納税義務者用の写し）」のうちいずれか1つ」 に修正 ・「※その他、休職等により一時的に勤務してい ない者がいる場合は、個別に対応することとな りますので、事前に土木事務所に御相談くださ い。」を追記
67	<p>4 参考 （1）総合評定値の算出方法 【経営事項審査の審査項目】 その他の審査項目（社会性等）W 評点幅 総合評定値 評定幅</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり修 正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「▲1,837～2,073」を「▲788～2,073」に修正 ・「6～2,159」を「163～2,159」に修正
74～75	<p>4 参考 （1）総合評定値の算出方法 オ W（その他の審査項目（社会 性等））の評点 (ア) W1（建設工事の担い手の育 成及び確保に関する取 組の状況） (1)建退共の加入状況、退職一時金 もしくは企業年金制度の導入 及び法定外労災制度の加入状 況</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり修 正・追記。 （74頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「$W1 = W11 + W12 + W13 + W14 + W15$」を「$W1 = W11 + W12 + W13 + W14 + W15 + W16$」に修正 ・「$W11 = \alpha 1 \times 15 - \alpha 2 \times 40$」を 「$W11 = \alpha \times 15$」に修正 ・「$\alpha 1 =$加点項目④～⑥のうち該当する項目の 数 $\alpha 2 =$減点項目①～③のうち該当する項目 の数」を「$\alpha =$①～③のうち該当する項目の 数」に修正 ・「減点評価される項目①雇用保険の未加入②健 康保険の未加入③厚生年金保険の未加入 加点

	<p>(5)建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 区分（１） 区分（２）</p> <p>(6)「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無</p>	<p>評価される項目④建設業退職金共済制度への加入⑤退職一時金制度又は企業年金制度の導入⑥法定外労働災害補償制度への加入」を「①建設業退職金共済制度への加入②退職一時金制度又は企業年金制度の導入③法定外労働災害補償制度への加入」に修正 (75 頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合 15」を「審査対象工事のうち、民間工事を含む全ての建設工事で該当措置を実施した場合 10」 ・「審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 10」を「審査対象工事のうち、全ての公共工事で該当措置を実施した場合 5」に修正 ・「「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言の有無に関する説明文」を追記
77	<p>4 参考 (1) 総合評定値の算出方法 オ W (その他の審査項目 (社会性等)) の評点 (キ) W7 (建設機械の保有状況)</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり修正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「②労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの～)を「②労働安全衛生法施行令第13条第3項第33号に規定する「不整地運搬車」同法施行令第13条第3項第34号に規定する「高所作業車」(作業床の高さが2メートル以上のもの)～」に修正 ・「④土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検車証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」」を「④土砂等を運搬する貨物自動車で、自動車検車証にダンプ、ダンプフルトレーラ、ダンプセミトレーラ、のいずれかの記載がある「ダンプ車」自動車検査証に「アスファルト・フィニッシャ」の記載がある大型特殊自動車」に修正

84	<p>4 参考 (3) その他様式 様式第二十五号の十五 経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書 その他の審査項目 (社会性等)</p>	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり削除・追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目を削除 ・建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無の項目を追記
----	--	---

※その他、表紙、目次、11～14 頁、16～17 頁、20 頁、22～23 頁、30 頁、32～44 頁、49～52 頁、54～55 頁、57～58 頁、60～61 頁、65 頁、72 頁、74 頁、77 頁、80 頁について、体裁等を整えるための軽微な修正あり

【様式】

表題	内容
別紙三その他の審査項目 (社会性等)	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり削除・追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険加入の有無、健康保険加入の有無及び厚生年金保険加入の有無の項目を削除 ・建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度の宣言の有無の項目を追記
様式第7号「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書	建設業法施行規則の改正に伴い、新たに様式を追加。
建設機械の保有一覧表	<p>建設業法施行規則の改正に伴い、以下のとおり追記。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の種類に不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャの項目を追記 ・記載要領に不整地運搬車及びアスファルト・フィニッシャの項目を追記

※その他、別紙三その他の審査項目 (社会性等) 及び建設機械の保有一覧表について、体裁等を整えるための軽微な修正あり